## 茨木市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、茨木市国民保護協議会 (以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとす る。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

(専門委員)

- 第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く。 (会長の職務代理)
- 第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するとこ ろによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
  - (茨木市報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 茨木市報酬及び費用弁償条例(昭和40年茨木市条例第17号)の一部を次のように 改正する。

別表防災会議委員の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員 日額 7,400円